

## 裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和5年8月22日付けで提起した処分庁による保有個人情報開示決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年8月2日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第77条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、下記の保有個人情報を対象とする保有個人情報開示請求（以下「本件保有個人情報開示請求」という。）を行った。

#### 記

「葛飾区福祉事務所が保有する申請者が属する世帯の医療扶助に係る文書（医療券、意見書、その他一切の文書）全て。なお、使用目的は審査請求のためとする。」

- 2 処分庁は令和5年8月14日、本件保有個人情報開示請求に対し、個人情報保護法第82条第1項の規定により、一部の情報を不開示とする保有個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）をし、保有個人情報開示決定通知書（同日付け5葛福東第217号）に

より審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、この決定を不服とし、令和5年8月22日、不開示とした部分を取り消すことを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。
- 4 処分庁は、令和6年5月16日、本件処分の取消し（同日付け6葛福東第120号）をし、改めて保有個人情報開示決定をし、保有個人情報開示決定通知書（同日付け6葛福東第121号）により審査請求人に通知した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

#### (1) 理由付記の不備

理由付記の趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を処分の相手方に知らせることで不服申立ての便宜を図り、処分の相手方において十分な不服理由を主張することができるようにすることにある（最高裁判所第三小法廷昭和47年12月5日判決・民集26巻10号1795頁）。

本件処分においては、処分理由は個人情報保護法第78条各号に該当する旨しか書かれていない。

不開示部分を争う場合、何について主張すべきか審査請求人には不明であり、本審査請求において十分な不服理由を主張することができない。

また、部分開示とした本件処分の判断に際して、処分行政庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分行政庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件処分には、理由不備の違法がある。

#### (2) 個人情報保護法第78条各号該当性

本件不開示部分は、個人情報保護法第78条各号に該当しない。したがって、本件処分は、違法である。

#### (3) 手続不備

本件開示請求は、生活保護法に基づく審査請求の基礎とするために行われたものあり、「個人の権利利益を保護するため特に必要がある」（個人情報保護法第80条）

といえる。しかしながら、本件処分は個人情報保護法第80条該当性について検討しておらず、その点で違法又は不当である。

## 2 処分庁の主張の要旨

審査請求の対象となる処分は、処分庁の職権により既に取り消されており、審査請求の対象となる処分は既に処分が存在しない。したがって、本件審査請求は不適法な審査請求として却下されるべきである。

# 理 由

## 1 判断

審査請求を適法になしうるためには、当該審査請求をした者の請求が認容された場合に当該審査請求をした者の権利利益が客観的にみて回復可能でなければならない。すなわち、当該審査請求をする法律上の利益が必要である（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決参照）。

処分庁は、令和6年5月16日付け6葛福東第120号により本件処分を取り消し、改めて保有個人情報開示処分（同日付け6葛福東第121号）を行っている。

そのため、審査請求の対象となる処分を欠くこととなり、これを維持する法律上の利益はない。

## 2 結論

以上の理由により、本件審査請求は、不適法なものであることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年7月10日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。